

指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

【障がいサービス課】

1 行政処分の内容 指定の取消

2 対象事業者 及び 事業所

事業者の名称	所在地	代表者
合同会社 グロウ	熊本県合志市須屋 2738 番地 76	代表社員 廣田幸治

事業所の名称	所在地	サービスの種類	指定日
ひかりっこ	熊本市北区梶尾町 385	放課後等デイサービス(定員 10 名)	令和 3 年 7 月 16 日

3 処分年月日 令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日

(通知日: 令和 7 年 (2025 年) 7 月 1 日)

4 不正の内容及び処分の理由 もしくは処分の原因となる事実

- (1) 児童発達支援管理責任者(児発管)の配置に係る虚偽報告及び不正請求
- (2) 児童指導員の配置に係る虚偽報告及び不正請求
- (3) 児童指導員等加配加算の虚偽報告及び不正請求

上記の不正は全て「児童福祉法第 21 条の 5 の 24」に違反するもの。

※不正期間: 令和 3 年 (2021 年) 7 月～令和 5 年 (2023 年) 12 月

5 不正請求額及び返還請求額

返還請求額	内訳
13,945,883 円	不正請求額: 9,961,345 円、加算額: 3,984,538 円

6 利用人数および引継ぎ状況

熊本市在住の利用者数: 15 名

(うち引継ぎ先決定: 14 名 (令和 7 年 9 月 3 日現在))

7 指定の取消処分の執行停止について

- ・令和 7 年 (2025 年) 8 月 7 日付けで、上記事業者が執行停止申立書を熊本地方裁判所に提出。また、8 月 8 日付けで、指定の取消処分の取消訴訟の訴状も併せて提出。
- ・8 月 26 日付けで、執行停止は認められるべきでないとする意見書を市より地方裁判所に提出したが、8 月 29 日付けで、執行停止を認めるとする決定を地裁が行ったもの。
- ・今後、応訴対応を進めていく。